

境港市草刈機等の貸出しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、協働のまちづくりを推進するため、市内にある公共的な土地（市が管理する土地以外の土地で、自治会等が管理している土地をいう。以下同じ。）を適正に管理しようとする者に対し、市が保有する草刈機等（以下「機械」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 機械の貸出しを受けることができる者は、市内にある公共的な土地の地権者又は地権者から管理の依頼を受けた者とする。

(申請)

第3条 機械の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出しを希望する日の5日前までに草刈機等貸出許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸出許可)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があった場合、内容を審査し、支障がないと認めたときは、草刈機等貸出許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときには、貸出しを許可しない。

- (1) 機械を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) その他市長が不相当と認めたとき。

(貸出期間)

第5条 機械の貸出期間は、5日以内とする。

(目的外使用の禁止)

第6条 機械の貸出許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の取消し)

第7条 市長は、使用者がこの要綱に違反したときは、貸出許可を取消することができる。

2 市長は、前項の貸出許可の取消しによって使用者に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

(貸出料)

第8条 機械の貸出料は無料とする。ただし、機械の燃料費、機械の運搬費その他の機械の使用に係る費用は、使用者の負担とする。

(使用者の責務)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機械を使用するに当たって善良な管理を行うこと。
- (2) 機械の使用を終了したときは、機械を十分清掃し、手入れ点検を行った後、速やかに返還すること。
- (3) 機械の使用により事故が生じたときは、直ちにその事故及び対処の内容を市長に報告すること。
- (4) 機械の使用により生じた事故等について、一切の責任を負うこと。

(損害賠償)

第10条 使用者は、機械を損傷し、又は滅失したときは、その損害額を賠償しなければならない。

(庶務)

第11条 機械の貸出しに関する庶務は、都市整備課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月22日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

草刈機等貸出許可申請書

年 月 日

境港市長 様

申請者 住所
氏名又は団体名
(代表者氏名)
電話

下記の機械を借受けたいので、申請します。

記

使用目的	
使用場所	境港市
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用機械	・刈払機 台 ・歩行型草刈機 台 ・ヘッジトリマー 台 ・その他 () 台
備 考	